第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	から第百三十九条まで	、第百三十八条
	提出等）	提出等）並びに家事件手続規則第四十六条の四
	文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製	文書の写し」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体
	第百三十九条中「書証の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百四十八条	第百四十八条
	読み替える	、家事件手続規則第四十六条の四中「同条の文書の写し」とあるのは「同項において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える

別表第三（第百二十六条関係）

第六十八条第一項	前条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項	家事事件手続規則第百二十六条第一項において読み替えて準用する同規則第三十二条第一項
	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	家事事件手続法第二百五十三条の調書（以下「期日調書」という。）の記載

［新設］